高知県PPAモデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県PPAモデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「オンサイトPPAモデル」　太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

（２）「FIT制度」　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度をいう。

（３）「FIP制度」　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電した際に、その売電価格に対して市場価格をふまえて一定のプレミアム額を交付する制度をいう。

（４）「需要家」　補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を供給される契約を結んだものをいう。

（補助目的）

第３条　県は、再生可能エネルギーである太陽光を活用し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備の導入促進を図ることを目的に、次条に規定する補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内に所在する補助対象施設（以下「補助施設」という。）に、自立運転機能を持つ太陽光発電設備等をオンサイトPPAモデルによって導入する事業とする。ただし、導入する太陽光発電設備等で発電した電力は専ら補助施設において消費することとし、FIT制度又はFIP制度の認定を取得してはならない。また、補助施設は補助事業実施後も耐震基準を満たしていなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、県の他の補助事業として採択された事業は、補助事業から除く。

（補助事業者）

第５条　補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

（１）日本国内において事業活動を営んでおり、定款において、電気の小売電気事業又は発電事業などを行っていることを明記している者であり、次のアからコまでに掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社及び有限会社をいう。）

イ 個人事業者

ウ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

エ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに掲げる業務を行う地方独立行政法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

キ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人

コ その他知事が適当であると認める者

（２）県内に所在する事業所等について県税の滞納がないこと。

（３）県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力すること。

（補助対象経費、補助率等）

第６条　補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

２　補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の採択等）

第７条　補助事業者は、補助事業の採択を受けようとするときは、知事が別に定める高知県PPAモデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領に従って申請をしなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請がされたときは、別に定める高知県PPAモデル太陽光発電設備等導入推進事業審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県PPAモデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金審査会の意見を踏まえて補助事業の採択又は不採択を決定するものとする。

３　知事は、採択の決定を行った場合は当該申請者に通知するものとし、不採択の決定を行った場合はその理由等を付して、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第８条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税

率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

３　補助事業者及び需要家は、県税の滞納がないことを証する書類等関係書類、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと等の誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第９条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、別記第２号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者及び需要家が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

３　知事は、第１項の規定による通知に際して、必要な条件を付すことができる。

４　知事は、前条第１項の補助金交付申請書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、現地調査等に協力しなければならない。

５　補助事業者は、第１項の規定による通知を受けた後において、事業費を確定し、別記第３号様式による事業費等確定報告書により速やかに知事に報告し、工程表を提出しなければならない。

６　補助事業者は、第１項の規定による通知を受けた後において、工事着手から完了までの間に工事の施工状況について、知事の確認を受けなくてはならない。この場合において、知事の指定する日までに、設計書等の工事内容及び導入する設備の詳細が分かる資料を提出しなければならない。

（補助の条件）

第10条　第３条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第20条第１項に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管すること。

（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第３条に規定する補助目的に

沿って、効率的な運用を図ること。
（６）知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。
（７）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
（８）補助金額の全てが、サービス料金の低減等により、需要家に還元されていること。
（９）補助事業者は、知事が別に定める脱炭素を推進する企業に係る認定制度の認定を受けること。知事は、必要であると認めたときは、補助事業者に当該制度の認定企業としての広報活動等への協力を求めることができるものとし、補助事業者はその求めに応じなければならない。

（補助事業の変更等）
第11条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第４号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額
（２）補助事業の内容の重要な部分に関する変更
２　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第５号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
３　知事は、第１項の規定により事業変更承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により事業中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第６号様式による補助事業の事業変更等承認（不承認）通知書により当該事業者に通知するものとする。

（実績報告等）
第12条　補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の２月15日のいずれか早い日までに、別記第７号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
２　補助事業者は、第８条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　補助事業者は、第８条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条　知事は、前条第１項の実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に別記第９号様式による確定通知書により通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条　知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条　知事は、次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

（１）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（２）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（３）前２号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第16条　知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補助事業終了後の状況報告）

第17条　補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から５年間、別記第10号様式による補助事業終了後状況報告書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、需要家との契約期間満了までに、補助事業にて設置した太陽光発電設備等の使用を中断することとなった場合は、知事に対し、速やかに報告をし、指示を受けなければならない。

（財産の処分の制限等）

第18条　補助事業者は、財産取得等についてPPA契約期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、知事の承認を受けなければならない。

２　知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（情報の開示）

第19条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）
第20条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）
第21条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和４年５月　日から施行する。
２　この要綱は、令和５年５月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第４号から第６号まで、第12条第３項及び第15条から第19条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第６条関係）

補助率及び補助金額			補助金額は、以下のいずれか低い方の額とする。（500万円を上限額とする。） １補助対象経費から寄付金その他の収入の額を控除した額に３分の１を乗じて得た額 ２導入する太陽光発電設備容量（kW)に補助率2万円/kWを乗じて得た額。
	本工事費	（直接工事費） 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の２省とが協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱及び電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
		（間接工事費） 共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用

補助対象経費			⑤交通の管理及び安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		附帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は、本工事費に準じて算定する。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

補助対象外経費

補助の対象とならない経費は次に掲げるとおりとする。

・用地の取得、賃借、整地等に要する経費
・既設の設備の撤去に要する経費
・フェンスの設置に要する経費
・その他補助することが適当であると認められない経費

別表第２（第９条、第10条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。